

- d 地下室に圧縮機、蓄ガス器等を設置する場合
- (a) 地下室には地上に通じる階段又は固定はしごが設けられていること。
 - (b) 階段の地上部分又は地上部分の固定はしごの出入口（以下「地上部分」という。）が、固定給油設備及び固定注油設備から給油ホース又は注油ホースの長さに1 mを加えた距離以上離れ（地上部分が高さ2 m以上の不燃材料で造られた壁で区画された場合を除く。）、かつ、通気管の先端部から水平距離で4 m以上離れていること。ただし、次のいずれかの措置が講じられている場合は、通気管の先端部からの水平距離を1.5 m以上とすることができる。
 - ① 地上部分の屋根、壁等が不燃材料で造られ、自動閉鎖の防火設備（自動閉鎖装置を有しない厚さ6 mm以上の鋼板製扉及び鋼板製マンホール蓋を含む。以下「防火設備等」という。）が設けられていること。なお、当該壁に設ける開口部は、網入りガラスのはめ殺し戸であること。
 - ② 地上部分が開放された構造である場合には、地上部分に高さ60 cm以上の不燃材の壁、出入口には防火設備等が設けられていること。
 - (c) 地上部分が、高さ2 m以上の不燃性の壁で区画される場合を除き、専用タンク等の注入口より2 m以上離れていること。
 - (d) 地上部分が、排水溝等により給油空地等、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと区画されていること。
 - (e) 地下室の階段又は固定はしごの出入口には、防火設備等が設けられているとともに、高さ15 cm以上の犬走り、スロープ又は敷居が設けられていること。
 - (f) 地下室には、出入口及び吸排気口以外の開口部が設けられていないこと。
 - (g) 地下室上部に蓋が設けられている場合は、蓋のすき間等から漏れた危険物その他の液体が浸透しない構造とされていること。
 - (h) 地下室は、漏れたガスが滞留しない構造とされていること。
 - (i) 地下室は、点検等が有効に行える通路が確保されているとともに、常用及び非常用の照明設備が設けられていること。
 - (j) 換気設備が次のとおりに設置されていること。
 - ① 吸気口は、通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設けられている場合を除き、通気管又は危険物を取り扱う設備から水平距離で4 m以上離れていること。

② 排気口は、ガスが滞留するおそれのない高さ 5 m 以上の場所に設けられていること。

③ 700 m³/h r 以上の換気能力を有する換気設備が設けられていること。ただし、最大能力が地下室の床面積 1 m² 当たり 0.5 m³/m i n 以上であり、換気方式が吸引（減圧）又は送風（加圧）である場合は、700 m³/h r 以上の換気能力を有する換気設備と同等の性能を有するものとして取り扱うことができること。

④ 換気設備は、地下室にガスが滞留しないように設けられていること。

(k) 地下室には、圧縮機、蓄ガス器等から漏えいしたガスを有効に検知できる場所に爆発下限界の 1 / 4 以下の濃度で検知し、その濃度を表示するとともに警報を発するガス漏えい検知警報設備が設けられていること。また、ガス漏れを検知した場合に、圧縮天然ガススタンドの保安設備を除く設備を緊急停止できる措置が講じられていること。

(L) ガス漏えい検知警報設備、換気設備及び非常用照明設備には、当該設備を 30 分以上稼働することができる非常用電源が設けられていること。

e 圧縮天然ガススタンドの上屋等の空地に対する比率の算定

危規則第 25 条の 6 に規定する上屋等の算定方法は、次のとおりとすること。

$$\text{I} \quad \boxed{\text{①建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積}} - \boxed{\text{②建築物の給油取扱所の用に供する部分(床又は壁で区画された部分に限る。)の1階の床面積}} = \boxed{\text{③上屋(キャノピー)面積(建物のひさしを含む。)}} \\ \text{販売室、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室(圧縮天然ガススタンドに設ける圧縮機は除く。)、店舗、整備室、洗車室、住居・本店事務所等}$$

$$\text{II} \quad \boxed{\text{④給油取扱所の敷地面積}} - \boxed{\text{②}} = \boxed{\text{⑤敷地内の空地面積}}$$

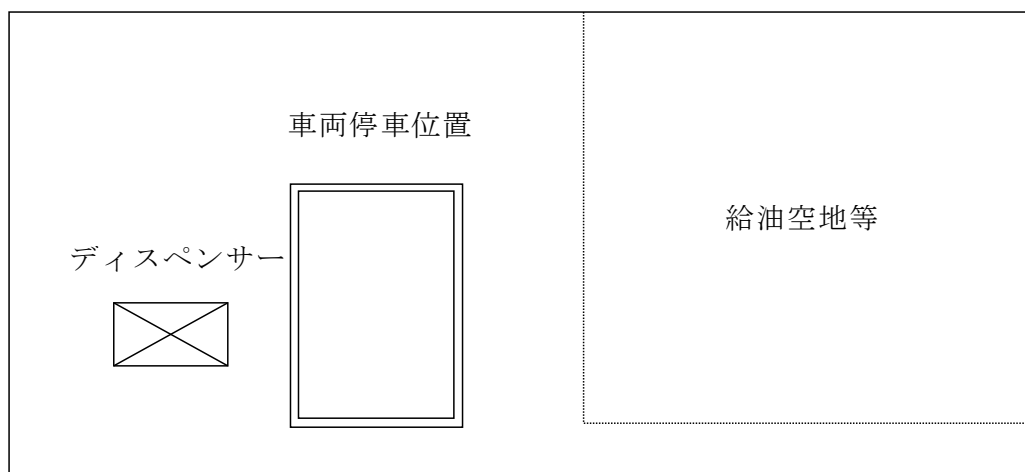
I 及び II から $\frac{\text{③}}{\text{⑤}} \leq \frac{1}{3}$ まで (2 / 3 まで、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く)

※上記に該当すれば屋外圧縮天然ガススタンド

(イ) 圧縮機

a 給油空地等以外の場所に設置されていること。

- b 圧縮機ユニット（複合機器）は、高圧ガス保安協会検査合格品であること。
 - c ガス吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないもの以外のものには、最大常用圧力を超えて上昇した場合に、圧力センサーにより検知し、電動機の電源を遮断することにより運転を停止させる異常高圧防止装置が設けられていること。
 - d 圧縮機の吐出側直近部分又は蓄ガス器の受入側直近部分の配管には、逆止弁が設けられていること。
 - e 自動車等の衝突のおそれのある場合には、圧縮機を鋼板製ケーシングに収め、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等が設置されていること。
- (ウ) 蓄ガス器
- a 蓄ガス器は、高圧ガス保安法に規定される圧力容器又は貯槽（ホルダーとして貯蔵）であること。（特定設備のボンベの場合は、高圧ガス保安協会検定品であること。）
 - b 設置場所
 - (a) ボンベ（特定設備）である蓄ガス器は、給油空地等以外の場所に設置されていること。
 - (b) 周囲の温度が105℃以上になるとガスを放出する安全装置が取り付けられたホルダーの蓄ガス器は、給油空地等以外の場所で、かつ、次の①又は②の場所に設置されていること。
 - ① 給油空地等の排水溝から5m以上、かつ、専用タンク等の注入口から2.4m（注入口の周囲を排水溝で1.5m²以下に区画した場合にあっては、8m）以上の離隔距離が確保されている場所
 - ② 給油空地等及び専用タンク等の注入口周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所（蓄ガス器が給油空地等及び専用タンク等の注入口に面した側に、高さ2m以上の鉄板等の防熱板が設けられている場所）
- (エ) ディスペンサー
- a 給油空地等以外の場所に設置されていること。
なお、車両停車位置を給油空地等以外にペイント等で明示すること。
(12-34図参照)

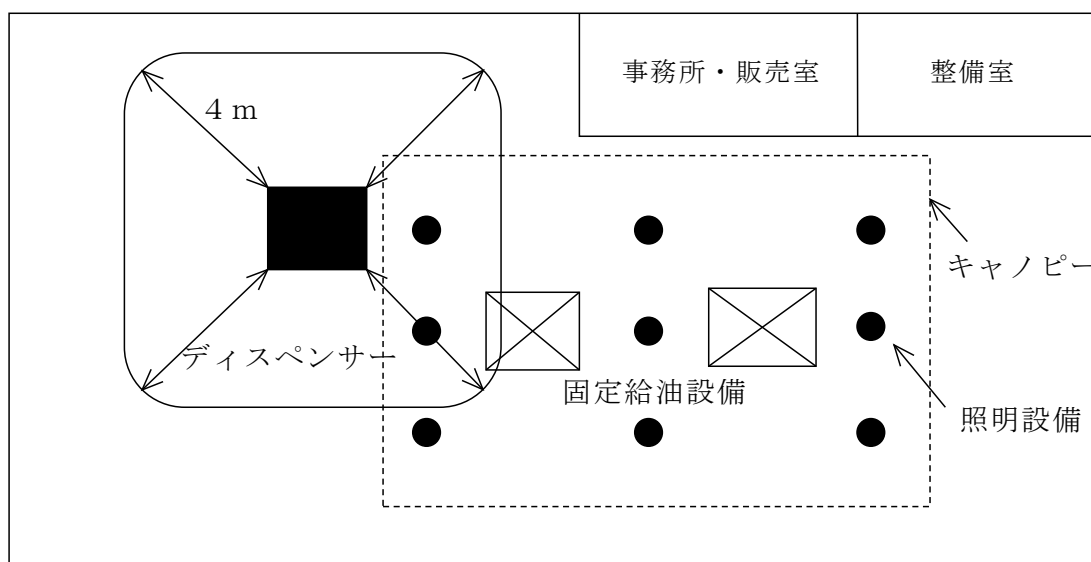


第 1 2 - 3 4 図 ディスペンサーの設置例

- b 充てんホースの先端に天然ガス自動車等の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁が設けられていること。
 - c 充てんホースに著しい引張力（2000N以上）が加わった場合に、当該充てんホースの破断によるガス漏れを防止する措置として、離脱し、遮断弁が働く緊急離脱カップラーが設けられていること。
 - d 自動車等の衝突を防止するための措置として、ディスペンサーの周囲に防護柵、ポール等が設けられていること。
- (オ) ガス配管
- a 配管は、給油空地等以外の場所に設置されていること。
 - b 給油空地等以外の場所に設置される配管が、地下に埋設する方法、トレンチ内に設置する方法以外の方法で設置される場合には、自動車等の衝突を防止する措置として、防護柵、ポール等が設けられていること。
 - c トレンチ内等の漏れたガスが滞留する場所に設置される配管の接続は、溶接による方法で行われていること。ただし、溶接以外の方法で接続する場合には、当該接続部の周囲に爆発下限界の1/4以下の濃度で天然ガスを検知する性能を有し、かつ、検知した場合に警報を発するガス漏えい検知警報設備が設置されていること。
 - d ガス導管から圧縮機へのガス供給及び蓄ガス器からディスペンサーへの供給を緊急に停止することができる装置（以下「緊急停止装置」という。）が設けられていること。
 - e 緊急停止装置の起動装置の設置場所は、次の(a)及び(b)、又は(a)及び(c)の2箇所以上であること。

- (a) 充てん作業を行っている従業員等が速やかに操作できるディスプレイ付近
- (b) 圧縮機、蓄ガス器及びディスプレイからそれぞれ水平距離で15m以上離れた場所であること。ただし、水平距離では15m未満の場所であっても障壁等の遮へい物を設置することによって、迂回距離で15m以上あれば、水平距離で15m以上離れた場所として取り扱うことができる。
- (c) 事務所内
- (カ) 電気設備

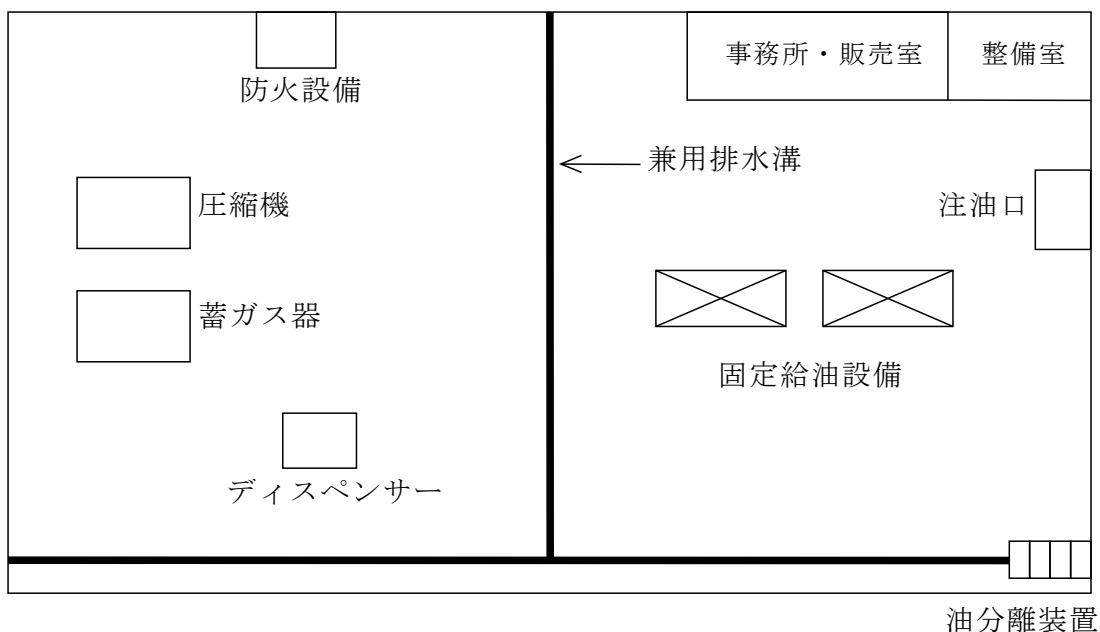
地上に設置された圧縮機、蓄ガス器、溶接以外の配管接合部及びディスプレイの外面から4mの範囲にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、付随設備等）は高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。（第12-35図参照）



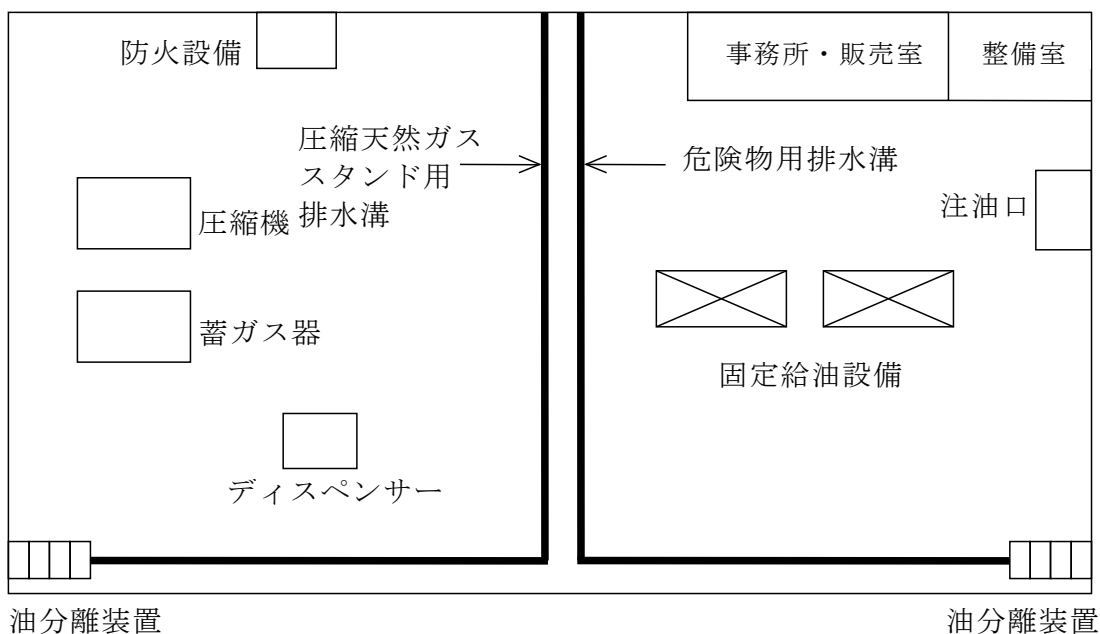
**第12-35図 電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲
(円内の電気設備がすべて対象)**

- (キ) 排水溝等（第12-36図、第12-37図、第12-38図参照）
 - a 専用タンクの注入口から漏れた危険物が、圧縮機、蓄ガス器、ディスプレイ及びガス配管に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。
 - b 排水溝は、油分離装置に接続されていること。
 - c 圧縮天然ガススタンドの排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合は、次によること。
 - (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。

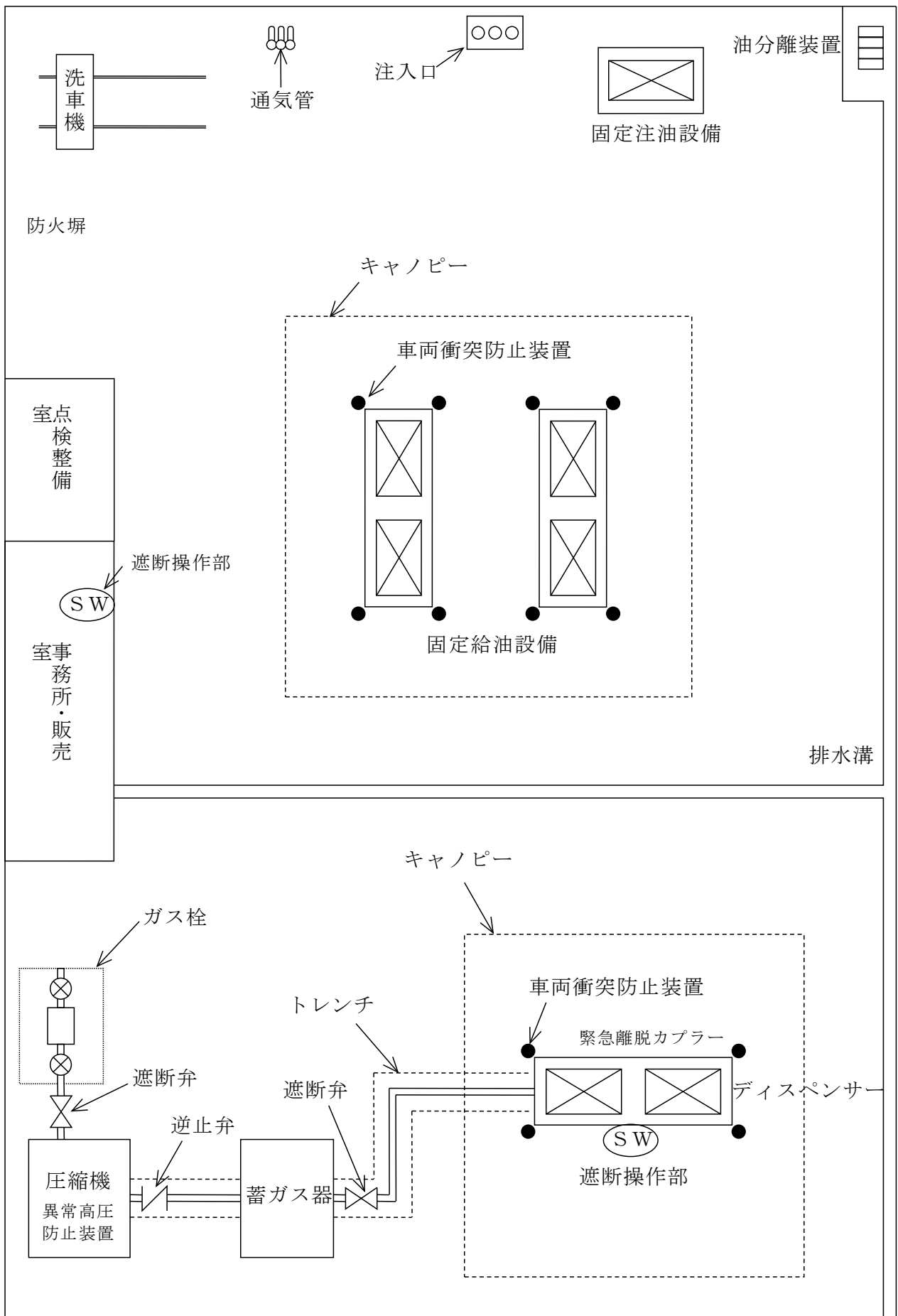
(b) 圧縮天然ガススタンド用の排水溝は、油分離装置に接続しなければならない場合もあること。



第 1 2 - 3 6 図 危険物用と圧縮天然ガススタンド用の兼用排水溝の設置例



第 1 2 - 3 7 図 危険物用と圧縮天然ガススタンド用の兼用排水溝を別々に設置した例

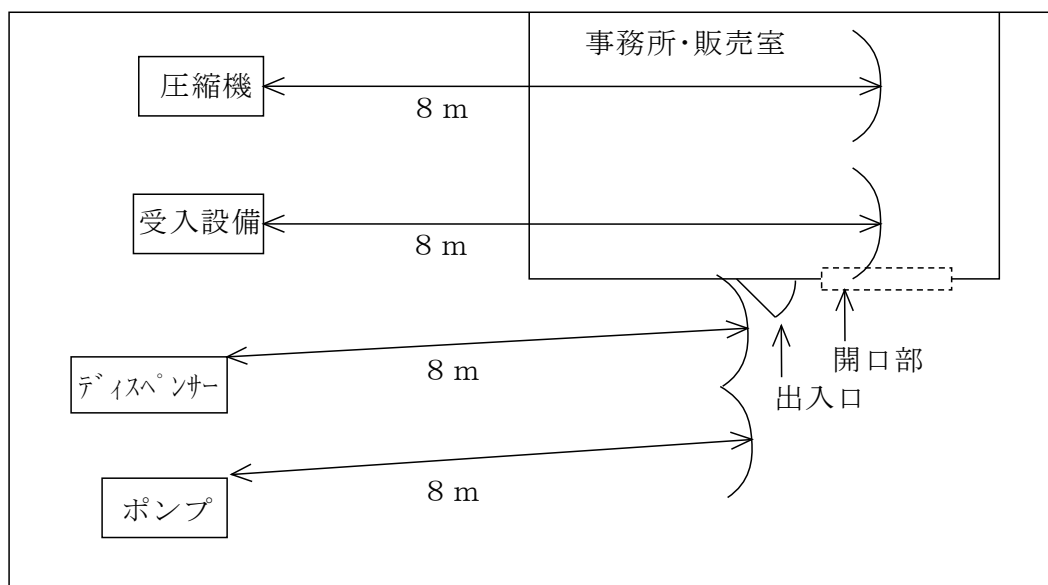


第 1 2 - 3 8 図 屋外給油取扱所に圧縮天然ガス充てん設備を併設した例

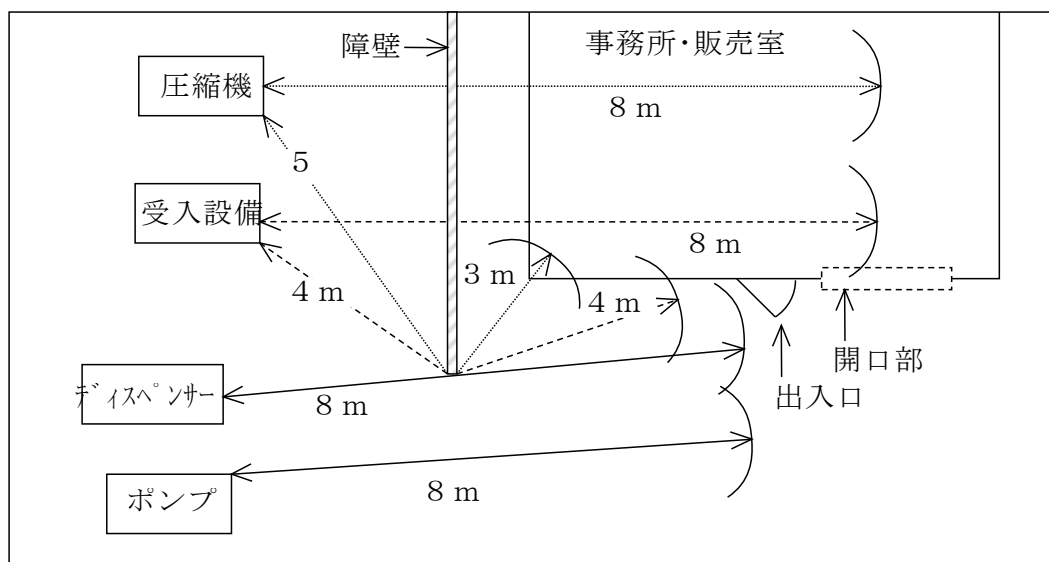
イ 液化石油ガススタンド関係

(ア) 建築物・工作物

- a 液化石油ガススタンドの業務を行うための事務所は、危規則第27条の3第3項第1号の2の給油取扱所の業務を行うための事務所として取り扱うこと。
- b 危規則第27条の3第3項第1号から第5号までに掲げられる以外の建築物が設けられていないもので、かつ、第1号の2から第3号までの床面積の合計が300㎡を超えていないこと。
- c 地上に設置された液化石油ガススタンドの圧縮機、受入設備、充てん用ポンプ、充てんホース先端及び溶接以外の配管接合部から8m未満となる建築物の開口部ははめ殺し戸、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では8m未満となるが、高さ2m以上の不燃材料で造られた障壁によって迂回距離で8m以上となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内の全ての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りでない。（第12-39図、第12-40図参照）



第12-39図 8m未満に建築物の出入口、開口部がある例



※ 迂回距離は節日から障壁の先端までの距離と、障壁の先端から出入口又は開口部までの距離の合計とする。

第12-40図 建築物の出入口、開口部が障壁による迂回距離によって8m以上となる例

d 液化石油ガススタンドの上屋等の空地に対する比率の算定
危省令第25条の6に規定する上屋等の算定方法は、ア(ア) e の例によること。

(イ) 圧縮機

ア(イ) a、c 及び e の例によること。

(ウ) 貯蔵設備

a 貯槽は、給油空地等以外の地盤面下の貯槽室に設置され、かつ、次のいずれかの措置が講じられていること。

(a) 貯槽の周囲に乾燥砂が詰められていること。

(b) 貯槽が水没されていること。

(c) 貯槽室内が強制換気されていること。

b ガス漏えい検知警報設備が設けられていること。

c a (c) の貯槽室は、ア(ア) d (a)、(c)～(f)、(h)、(i)、(k) 及び(L) の例によるほか、次によること。

(a) 階段の地上部分又は地上部分の固定はしごの出入口（以下「地上部分」という。）が、固定給油設備及び固定注油設備から給油ホース又は注油ホースの長さに1mを加えた距離以上離れ（地上部分が高さ2m以上の不燃材料で造られた壁で区画された場合は除く。）、かつ、通気管の先端部から水平距離で4m以上離れていること。ただし、次のいずれかの措置が講じられている場合は、通気管の先端部からの水平距離を

1. 5 m以上とすることができる。

① 地上部分の屋根、壁等が不燃材料で造られ、自動閉鎖の防火設備（自動閉鎖装置を有しない厚さ6 mm以上の鋼板製扉及び鋼板製マンホール蓋を含む。以下「防火設備等」という。）が設けられていること。なお、当該壁に設ける開口部は、網入りガラスのはめ殺し戸であること。

② 地上部分が開放された構造である場合には、地上部分に高さ60 cm以上の不燃材の壁及び出入口には防火設備等が設けられているとともに、階段又は固定はしごの最下部に換気装置と連動する可燃性蒸気検知設備が設置されていること。

(b) 換気設備が次のとおりに設置されていること。

① 吸気口は、通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設けられている場合を除き、通気管又は危険物を取り扱う設備から水平距離で4 m以上離れていること。

② 排気口は、ガスが滞留するおそれのない高さ5 m以上の場所に設けられていること。

③ 最大能力が貯槽室の床面積1 m²当たり0.5 m³/min以上であり、換気方式が吸引（減圧）又は送風（加圧）であること。

④ 換気設備は、貯槽室にガスが滞留しないように設けられていること。

(エ) 受入設備

a 液化石油ガスの荷卸し等を行う車両（以下「LPGローリー」という。）からの受入設備及びLPGローリーの荷卸し等を行うための駐車場所が給油空地等以外の場所に設けられていること。

b 自動車等の衝突のおそれのある場合には、衝突防止措置が講じられていること。

(オ) 充てん用ポンプ

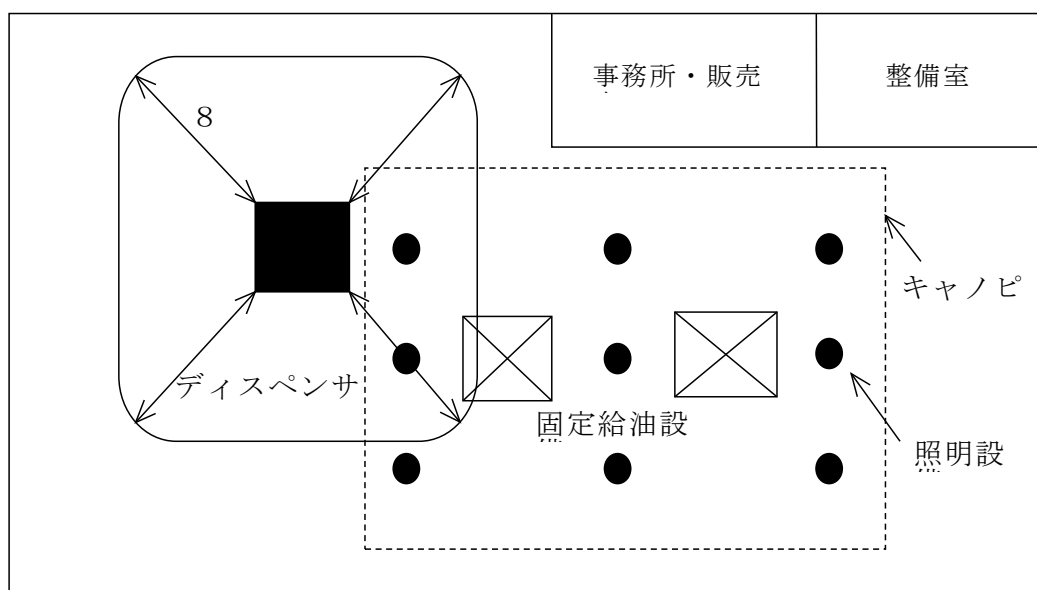
a 給油空地等以外の場所に設けられていること。

b 吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するために、次の措置が講じられていること。

(a) 容積型ポンプには、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置。

(b) 遠心型ポンプには、ポンプ吸引側で気体が吸収された場合にポンプを自動的に停止するほか、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置。

- (カ) ディスペンサー
ア(エ)によること。
- (キ) ガス配管
ア(オ)（cのガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。）によること。
- (ク) 防火設備
- a 散水装置等の加圧送水装置の設置場所は、散水対象場所から水平距離で15m以上離れた場所とすること。ただし、水平距離では15m未満の場所であっても障壁等の遮へい物を設置することによって、迂回距離で15m以上あれば、水平距離で15m以上離れた場所として取り扱っても支障ないものである。
- b 加圧送水装置の起動装置の設置場所は、次の(a)及び(b)、又は(a)及び(c)の2箇所以上とすること。
- (a) 充電作業を行っている従業員等がすみやかに操作できるディスペンサー付近
- (b) 散水対象場所から水平距離で15m以上離れた場所
- (c) 事務所内
- (ケ) 電気設備（第12-41図参照）
地上に設置された圧縮機、受入設備、充電ポンプ、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から半径8mの円をそれぞれ描き、その円内にある電気設備は高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。

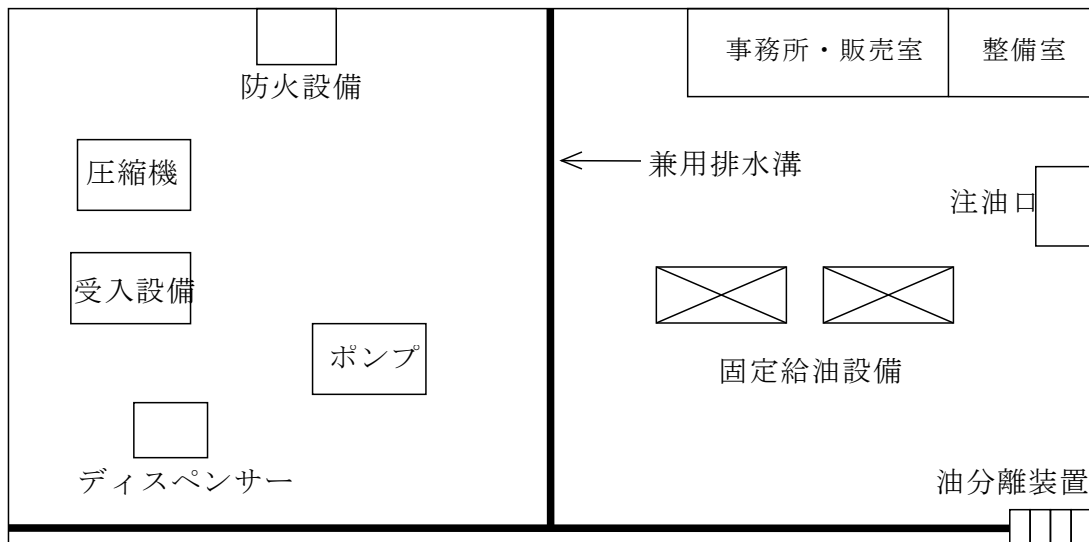


※ 範囲内の排水溝は油分離槽まで左右1.5mは防爆必要

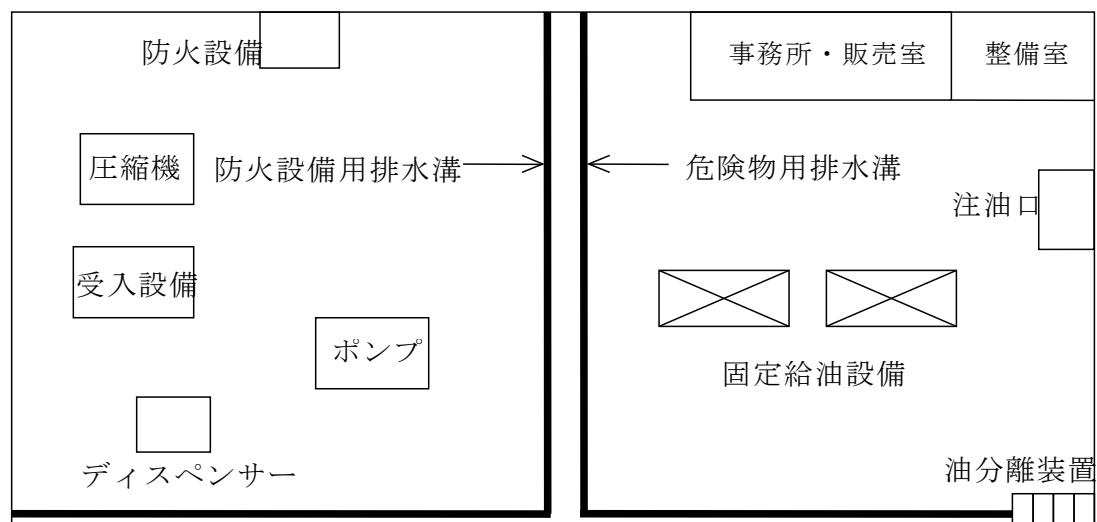
**第12-41図 電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲
(円内の電気設備がすべて対象)**

(コ) 排水溝等（第12-42図、第12-43図参照）

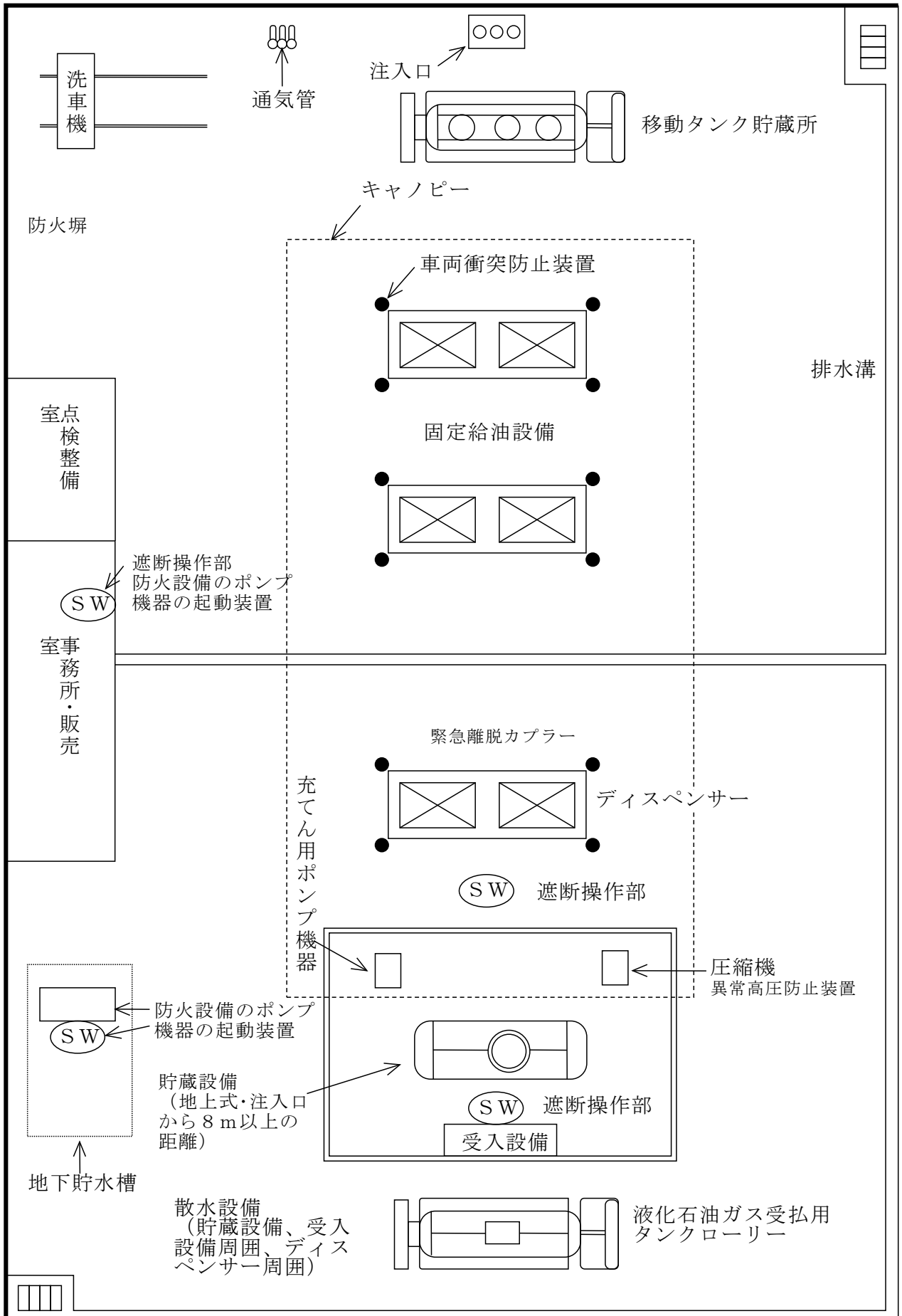
- a 防火設備から散水され水が給油空地等及び専用タンク等の注入口に達することを防止するための防火設備用の排水溝が設けられていること。
- b 専用タンクの注入口から漏れた危険物が、圧縮機、受入設備、充てん用ポンプ、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。
- c 防火設備用の排水溝と危険物用の排水溝は兼用のものでも支障ないが、この場合排水溝は、油分離装置に接続されていること。
- d 防火設備用の排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合は、次によること。
 - (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。
 - (b) 防火設備用の排水溝は、油分離装置に接続することなく一般下水道に接続しても支障ないものであること。



第12-42図 危険物用と防消火設備用の兼用排水溝の設置例



第12-43図 危険物用と防消火設備用の排水溝を別々に設置した例



第12-44図 屋外給油取扱所に液化石油ガススタンドを併設した例

9 自家用給油取扱所（危省令第28条）

前2及び3(1)、(2)、(6)から(19)又は4によるほか、次によること。

(1) 空地

給油取扱所は、給油する自動車等の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

(2) 自動車等の出入りする側

自動車等の出入りする側とは、給油取扱所の敷地から4m以上建築物が離れており、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側であること。

(3) 灯油の専用タンク

関係建築物の暖房のため、灯油の専用タンクを設けることができる。

(4) キー式計量機

キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所にのみ認められるものであること。

10 メタノール等給油取扱所（危省令第28条の2、第28条の2の2、第28条の2の3）

メタノール等を取り扱う給油取扱所については、次によることとする。（平. 6. 3. 25消防危第28号通知）

(1) 適用範囲

ア 法令の適用

メタノール自動車用燃料として使用される第4類の危険物のうち、メタノール等を取り扱う給油取扱所については、危規則第28条の2から同条28条の2の3までの特例を定めていない事項については、危政令第17条第1項から第3項までの基準が適用になるものであること。

イ メタノール等の燃料

(ア) 危政令第17条第4項に規定する「メタノール」とはメタノール100%（M100）をいい、「これを含有するもの」にはメタノール85%と特殊なガソリン成分15%の混合物（M85）のほか、メタノールが含まれる他の自動車用燃料が該当するものであること。

(イ) 第4類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれるものであること。

ウ 適用される給油取扱所

メタノール等のみを取り扱う給油取扱所

(ア) ガソリン、軽油等を取り扱う給油取扱所にメタノール等を取り扱う給油施設を併設する給油取扱所

- (イ) メタノール等のみを取り扱う給油取扱所
- (2) 位置、構造及び設備の技術上の基準に係る運用事項

ア メタノール等を取り扱う専用タンク

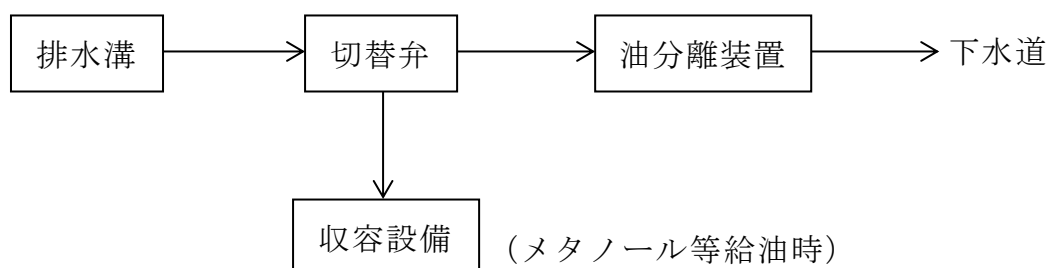
- (ア) メタノール等を取り扱う地下貯蔵タンクは、タンク室又は二重殻タンク構造によることとし、直接埋設方式（二重殻タンクを除く）及び危険物の漏れ防止構造は認められないものであること。
- (イ) メタノールを取り扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けることとし、計量口を設けることはできないものであること。
- (ウ) 地下に設ける専用タンクは、メタノールと灯油が混合するのを防止する必要から中仕切りをして灯油と同一タンクとしないよう指導する。▲

イ 収容設備等

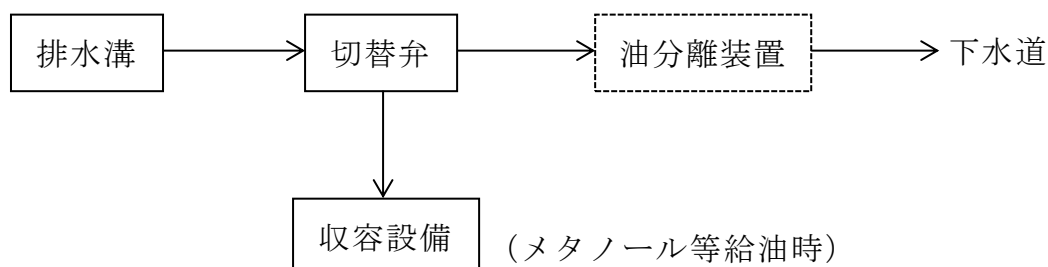
(ア) 給油空地等の収容設備等

- a 排水溝、油分離装置、切替弁及び漏れた危険物を収容する設備「以下「収容設備」という。）の接続は、次のとおりとする。（第12-45図参照）

- (a) (b)以外の給油取扱所（給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の周囲に排水溝、油分離装置、切替弁及び収容設備を設ける給油取扱所）



- (b) メタノール等のみを取り扱う給油取扱所



※ 当該給油取扱所においても、メタノール等の給油以外の危険物を取扱う場合があるため、油分離装置に接続することが望ましい。▲

- b 切替弁は、次のとおりとする。
 - (a) 流れ方向が表示されるものであること。
 - (b) 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。
- c 収容設備は、次のとおりとする。
 - (a) 容量は、100ℓ以上とすること。
 - (b) ためます、地盤面下に埋設された鋼製又はFRPのタンク等漏れたメタノール等を収容できる構造とすること。
 - (c) 収容設備をためますとする場合は、開閉可能なふたを設けること。
- d 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の部分と給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地（以下「その他の給油空地」等」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分に設ける専用の排水溝には切替弁及び収容設備を設け、その他の給油空地等の周囲に設ける専用の排水溝には油分離装置のみを設けることとして差し支えないこと。

この場合において、固定給油設備及び固定注油設備のホース機器は、それぞれの存する給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分又はその他の給油空地等に設けられた専用の排水溝（メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器とメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備又は固定注油設備のホース機器との間に存する部分に限る。）との間に次の距離を保つこと。（第12-46図参照）

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距離
3 m以下	4 m以上
3 mを超え4 m以下	5 m以上
4 mを超え5 m以下	6 m以上

※ 最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ危政令第17条第1項第8号イ及び第8号の2ロに定めるものであること。

ウ 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

- (ア) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合には、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けて差し支えないものであること。

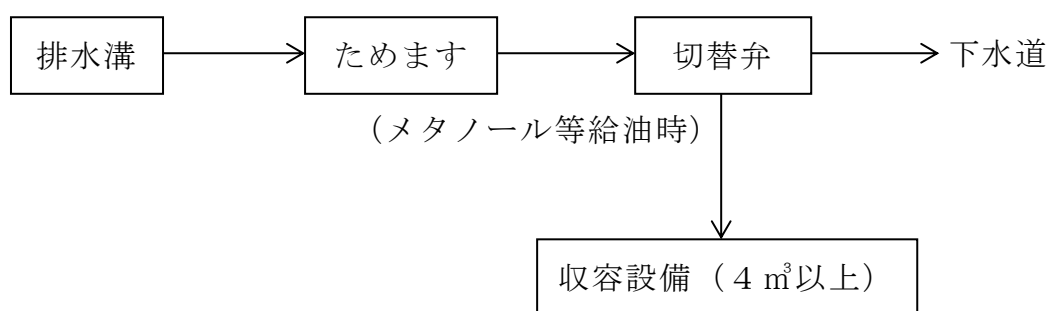
（第12-47図参照）

(イ) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を收容できるように設けること。（第12-47図参照）

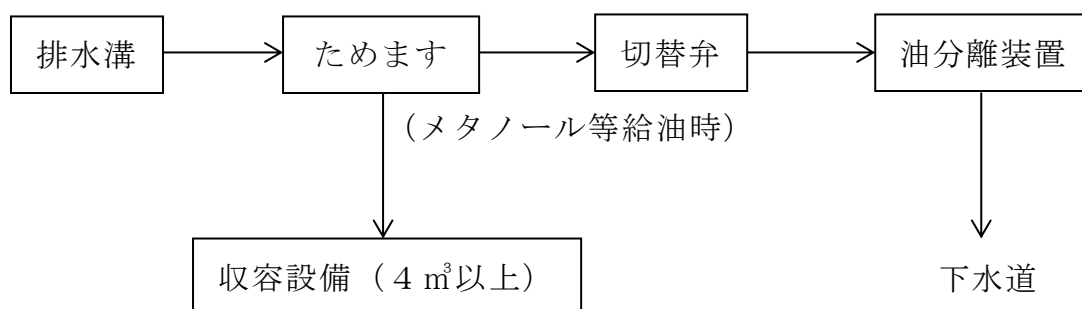
(ウ) 排水溝、切替弁及び4 m³以上の收容設備の接続は、次のとおりとする。

なお、次の a、b のためまずについては設けるよう指導する。▲

a メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合



b メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設ける場合



c 切替弁は、次のとおりとする。

(a) 流れ方向が表示されるものであること。

(b) 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

d 收容設備は、次のとおりとする。

(a) 地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等とすること。

(b) 通気管及び收容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。

e 危政令第17条第2項第11号の上部を有する屋内給油取扱所においては、危省令第25条の10第2号の設備を排水溝及び收容設備とみなすことができるものであること。

f 収容設備等の兼用

注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び容量4 m³以上の収容設備は、給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備と兼ねることができものであること。（第12-48図参照）

エ 専用タンク等の開口部

メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあつては、施錠する等容易に開放できない構造とすること。

オ メタノール検知設備

(ア) メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「メタノール検知装置」という。）には、メタノールの蒸気を検知する装置又はメタノールの水溶液を検知する装置があること。

(イ) メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合にあつて、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検知するための管を設ける場合には、当該管にメタノール検知装置を取り付けることができること。

カ 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備

メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となり、注入時にホースを結合した場合に開放状態（スタンバイ状態）とすることができる構造のものは、当該注入口には弁を設けないこととして差し支えない。

キ 専用タンク等の通気管

(ア) メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとする。

(イ) メタノールを取り扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けるように指導する。▲

なお、メタノールを取り扱う専用タンクの通気管に可燃性蒸気回収設備を設ける場合は、当該メタノールを注入することとなる移動タンク貯蔵所にも可燃性蒸気回収設備を設けるように指導する。▲

ク 給油ホース等の材質

固定給油設備のポンプ、配管、パッキン、給油ホース等はメタノール等に対して侵されないものとする必要があること。

すなわち、メタノールを使用する場合は、耐アルコール性を有するEPゴム、ブチルゴム、クロロプレングム、ハイパロングム等が適しており、メタノ

ールを含有するものを使用する場合には、耐アルコール性及び耐油性を有するニトリルゴム、フッ素ゴム、ハイパロンゴム等が適している。

なお、金属では、鉛、亜鉛、アルミニウム等は腐食され、ゴム類ではシリコンゴム、ネオプレンゴム等は膨潤劣化するので使用することはできないものであること。

ケ 消火設備

メタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備（大型消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とするよう指導する。▲

コ 警報設備

メタノールを取り扱う給油取扱所にはメタノールの火炎が確認しにくいことから炎感知器を有する自動火災報知設備を設置するよう指導する。▲

(3) 取扱いの技術上の基準に関する事項

ア 切替弁の操作

(ア) 切替弁の操作により排水溝が収容設備に接続されていることを確認した後、メタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入すること。

(イ) メタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入した場合には、メタノール等の漏れがないことを確認した後、切替弁の操作を行うこと。

イ 収容設備からの危険物等のくみ上げ

漏れたメタノール等を確実に収容するため、随時、収容設備を確認し、危険物等が滞留している場合には、当該危険物をくみ上げておくこと。

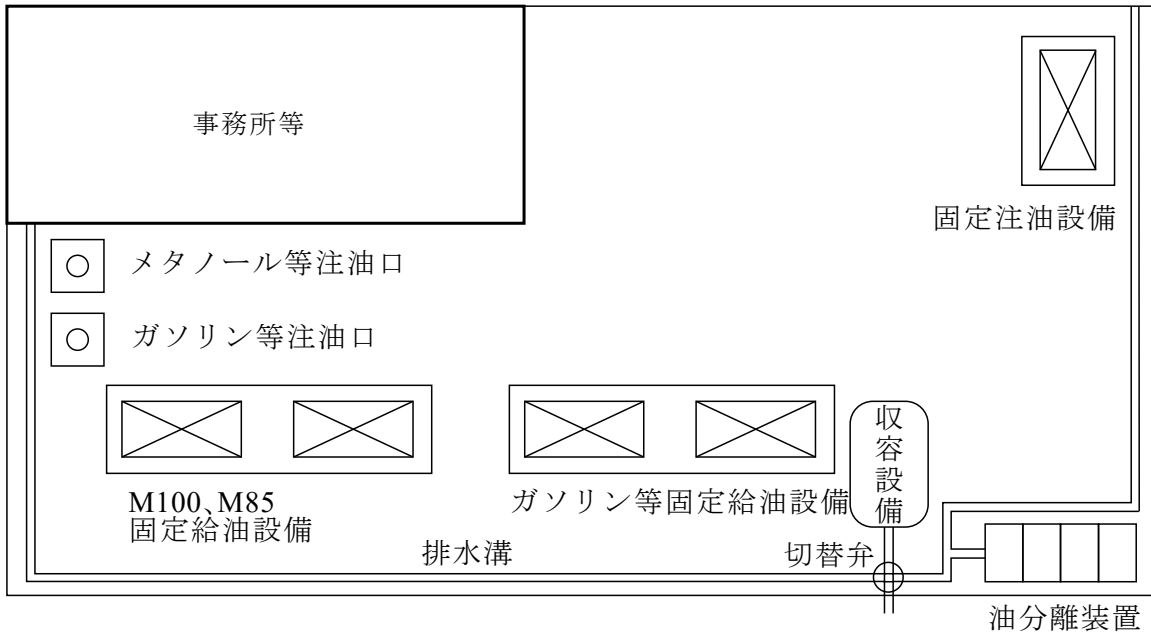
ウ 移動貯蔵タンクからの注入

メタノールを移動貯蔵タンクから給油取扱所の専用タンクに注入する場合には、移動貯蔵タンク内が常に爆発範囲となるため、当該移動貯蔵タンクのマンホールを開放した状態でおこなわないこと。

なお、移動貯蔵タンクには複動式の安全装置が設けられているため、マンホールを開放しなくてもタンクの変形、注入時間の遅延等は起こらないものであること。

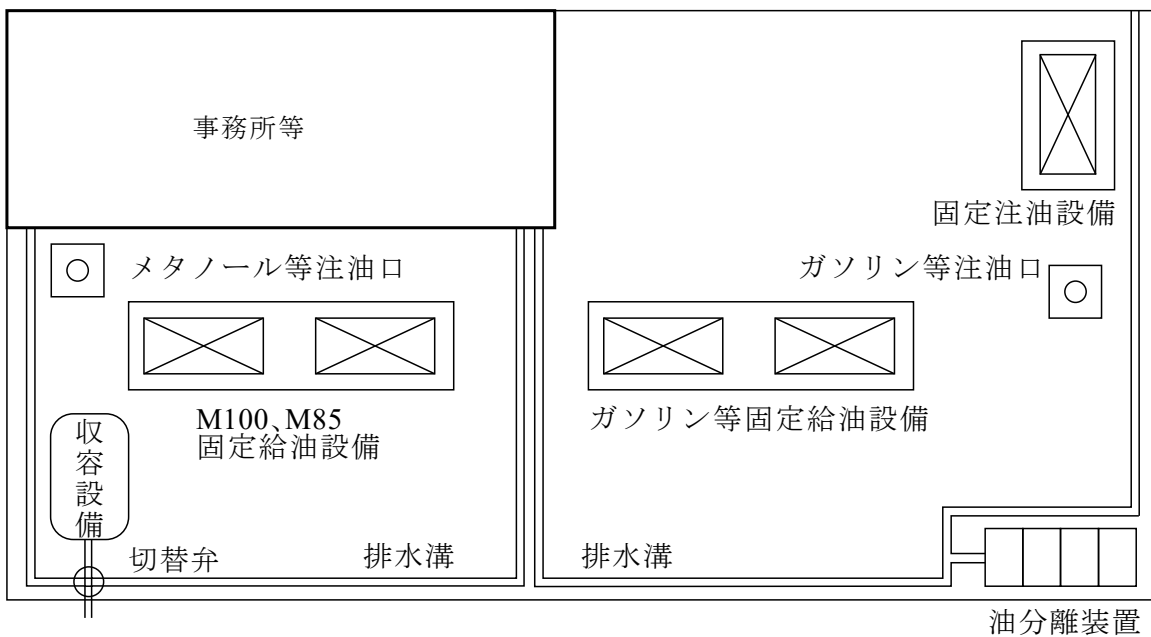
メタノール等を取り扱う給油取扱所における排水溝、切替弁、油分離装置及び收容設備の接続例

a 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝と兼用）の例



第 1 2 - 4 5 図

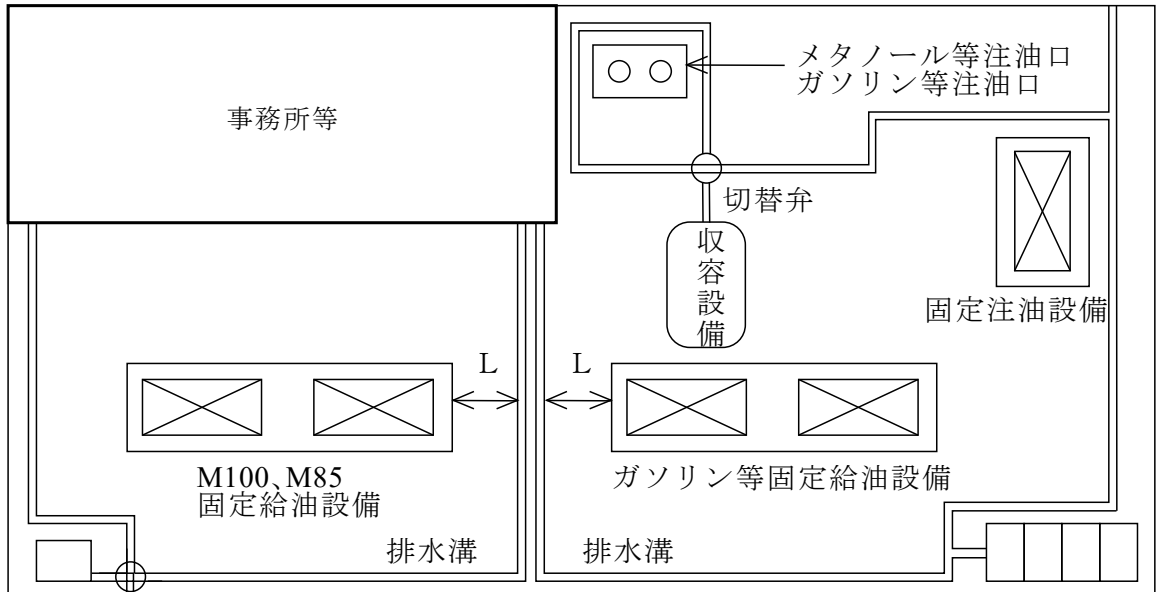
b メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第 12-46 図

c メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例



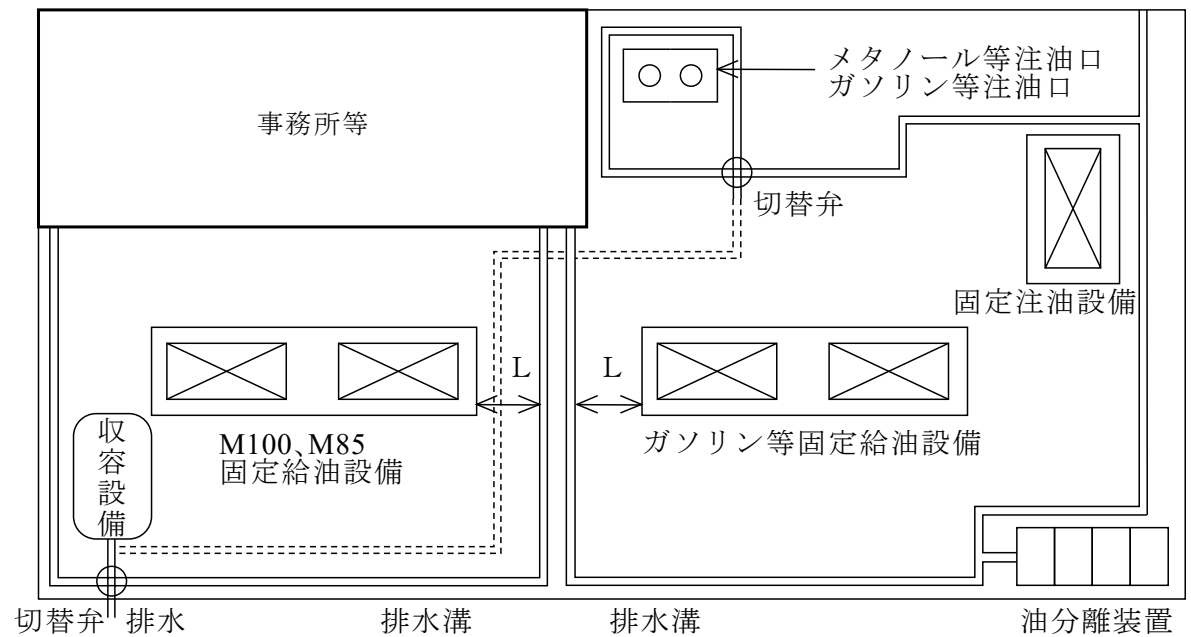
ためます 排水

油分離装置

注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第 12-47 図

d メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



切替弁 排水

排水溝

排水溝

油分離装置

注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第 12-48 図

11 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（危省令第 28 条の 2 の 4、第 28 条の 2 の 5、第 28 条の 2 の 6、第 28 条の 2 の 7）

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、次によることとする。（平 10. 3. 13 消防危第 25 号通知（改正平 12. 2. 1 消防危第 12 号通知、改正平 24. 3. 30 消防危第 91 号通知、改正平 24. 5. 23 消防危第 138 号通知））

(1) 定義

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車（以下「自動車等」という。）に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所であること。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行えないものであること。

(2) セルフ給油取扱所（屋外）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危省令第 28 条の 2 の 5 の規定によるほか、次によること。

ア セルフ給油取扱所の表示

セルフ給油取扱所である旨の表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

(ア) 看板等による場合は、第 12. 3 (17) によること。

(イ) 移動式の看板等による場合は、敷地内の給油等に支障がない位置に掲出場所を確保して行うこと。

(ウ) 表示の位置例

- a 顧客が通常進入する入口付近の見やすい箇所
- b 容易に視認できるサインポール、看板、防火塀、建築物外壁、キャノピー支柱等の見やすい箇所

(エ) 表示方法例

- a 防火塀、壁、地盤面等にペイント等で直接表示する方法
- b キャノピー、防火塀等に固定した看板を掲出する方法
- c 着脱又は覆い等が可能な看板、電光掲示板等による方法

イ 顧客用固定給油設備

(ア) 給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次の a から c によること。

a 給油開始時のノズル制御装置

構造等の例としては、次のものがある。

(a) 手動起動装置（使用者が給油ノズルをノズル掛けから外してからポンプを手動で起動するもの）

① 満量停止制御装置の作動等により給油ノズルへの危険物の供給が停止された場合に、手動開閉装置が開放状態であっても自動的にポンプを停止し、又はノズルの弁を閉鎖（給油停止）するもので、手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油ができない構造としたもの。

② 給油ノズルをノズル掛けに戻すとラッチの固定が機械的に解除（給油停止）される構造としたもの。

なお、ラッチの固定解除は、確実に行われるもの（解除が不完全な場合は、ノズル掛けに戻せない等）とし、又は解除が不完全なままノズル掛けに戻された場合には、ポンプが再び起動した場合にあつても手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油ができない構造とすること。

(b) 自動起動装置（使用者が給油ノズルをノズル掛けから外すとポンプが自動的に起動するもの）

① 前(a)①、②に示す構造のもの。

② 給油ノズルをノズル掛けから外したとき（制御卓で給油許可（ポンプ起動）を行ったとき）に、直ちに危険物の供給が開始（計量開始）された場合は、これを異常と判断し、自動的にポンプを停止する構造としたもの。

なお、給油ノズルは、手動で開閉することができる弁が設けられたものであり、弁を閉鎖した状態において危険物が漏れない構造であること。

b 給油開始時のノズル制御装置

構造の例としては、次のものがある。

(a) 給油ノズルに落下等の衝撃が加わった場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの。

(b) 給油ノズルが給油口から離脱したことを感知した場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの。

なお、給油ノズルは、給油口から容易に脱落しない給油口に差し込まれるノズル部分に、らせん状の脱落防止装置等を備えた構造とするよう指導する。▲

c 可燃性蒸気回収装置

可燃性蒸気回収装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造を有するものがあること。燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

なお、この場合において、可燃性蒸気回収装置の性能は、給油口の周囲に放出される可燃性蒸気の濃度が、当該危険物の燃焼下限値未満（ガソリンの場合は、1.4%未満）となるものであること。

構造の例としては、次のものがある。

(a) バランス式可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに付帯するベローズ（蛇腹部分）の先端を給油口に密着させることにより、給油による燃料タンク内の蒸気圧力の上昇を利用して、給油口から放出される蒸気をベローズに接続する回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたものであること。

なお、ベローズの先端部が給油口から外れた場合に、回収された蒸気が逆流して放出されることのない構造（給油口に密着していないと給油ができないもの、逆流防止措置を講じたもの等）であること。

(b) アシスト式（吸引式）可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに付帯する蒸気吸入口から、ポンプ機器等により強制的に蒸気を吸引して回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたもの。

なお、放出蒸気と一緒に給油口周囲の空気を吸引することから、過剰吸引（加圧）により専用タンク等に影響を与えないものとするともに、蒸気回収用ポンプ機器等に電気設備を用いる場合には、防爆構造のものとする等の措置をすること。

上記によるほか、次により指導する。

- ① 可燃性蒸気の回収配管（固定給油設備の本体内部並びに給油ホース若しくは給油ノズルに付随する部分を除く。）は、通気管と同様の材質、構造とすること。
- ② 可燃性蒸気の回収は、原則として専用タンク内の気相部に回収するものとし、燃焼処理又は高所放出処理は行わないこと。

なお、専用タンク内の気相部への回収が困難な場合等で高所放出による処理を行う場合は、放出部の位置及び構造は、通気管の先端部の例によること。

(イ) 満量停止制御装置

給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにおいては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能すること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにおいては、15ℓ/min程度（軽油専用で吐出量が60ℓ/minを超える吐出量のものにおいては、25ℓ/min程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能すること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(ウ) 給油ホース（緊急離脱カップラー）

給油ホースは、著しい引張力（2000N）が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止できる構造であること。

構造等の例（緊急離脱カップラーをホースの途中に設置するもの）としては、次のものがある。

緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、自動車等の給油口に給油ノズルを差したまま発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方（固定給油設備側及び給油のズル側）を弁により閉止する構造であること。

なお、緊急離脱カップラーを効果的に機能させるためには、当該カップラーの離脱直前の引張力が作用しても、ホースの他の部分が破断することなく、かつ、固定給油設備が当該引張力によって、転倒しないよう堅固に固定しておくこと。

(エ) 誤給油防止制御装置

誤給油防止制御装置は、ハイオクガソリン及びレギュラーガソリン相互、又は軽油及びプレミアム軽油相互については、対象外であること。

構造の例としては、次のものがある。

a コンタミ（Contamination=汚染）防止装置によるもの。

給油ノズルに、燃料タンク内の可燃性蒸気を測定（吸引）して油種を判定する装置を設け、給油ノズルの油種と一致した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。

b 油種別ポンプ起動によるもの。

次のいずれかの方法により、顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。

(a) 監視者が、顧客の要請油種をインターホン等で確認し、制御卓で油種を設定できるものであること。

(b) 顧客が自ら固定給油設備で油種を設定するもの。

この場合、顧客側のインターホン端末又は油種設定装置は、当該固定給油設備と一体とし、又は分離する場合は、その直近の給油に支障のない位置（同一アイランド上など）に設置すること。

c その他

ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）は、誤給油を有効に防止できる構造を有しているものとみなす。

(オ) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御装置の設定は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、1回の給油量及び給油時間にあつては、給油量をガソリンにあつては100ℓ以下、軽油にあつては200ℓ以下に、給油時間については4分以下とすること。ただし、大型トラック専用の給油取扱所に設置するものにあつては、給油取扱所の実態に見合った設定量及び給油時間とすること。

構造の例としては、次のものがある。

a 制御装置

次の制御機構等により、固定給油設備の1操作あたりの連続した給油量又は給油時間が設定値に達したときに、自動的に給油ポンプを停止させる機能を有する構造としたものであること。

(a) 固定給油設備に組み込んだマイコンによるもの（上限値は、当該マイコンで設定する。）

(b) POSと固定給油設備を連動させたもの（上限値は、POS本体で設定する。）

b 設定を容易に変更できない構造等

前aのマイコン又はPOSにより上限値を設定（変更）する場合に、暗証番号の入力又は専用のキー若しくはカードの使用等、特別な操作を行わなければ設定変更ができない機能を有する構造としたものであること。

(カ) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

なお、既存の感震器にあつては、感知精度が同等程度であれば使用して差し支えないものであること。

構造等の例としては、次のものがある。

顧客用固定給油設備又は事務所等に感震器を設置し、当該感震器が震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に、給油ポンプを停止させる等により、危険物の供給を自動的に停止させる機能を有する構造としたものがあること。

ウ 顧客用固定注油設備

(ア) 手動開閉装置

注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とすること。

(イ) 満量停止制御装置

自動的に停止する構造は、15ℓ/min程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

(ロ) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御の設定は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、1回の注油量及び注油時間にあつては、注油量を100ℓ以下、注油時間については6分以下とすること。

(ハ) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定注油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

エ 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク（以下「固定給油設備等」という。）の衝突防止措置等

衝突防止措置等は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと。

(ア) 衝突防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 共通事項

- ① 車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール、アイランド等を設置するもの。
- ② 運転者の不注意、操作ミス等による固定給油設備等への衝突を防止する機能を有するもの（衝突を完全に防止するための構造、強度を要しない。）
- ③ ガードポール又はアイランドを設置する場合は、衝突空間を考慮し、当該固定給油設備等と十分な距離を確保して設置するよう指導する。▲
- ④ 大型トラック等が利用する固定給油設備等の衝突防止措置は、ガードポール、十分な高さで緩衝空間を確保したアイランド又は防護壁等とするよう指導する。▲

(b) ガードポール等によるもの

固定給油設備等の進入側及び退出側に、金属製のパイプ等を設置するもの。この場合、固定給油設備等は、必ずしもアイランド上に設置することを要しない。

(c) アイランドによるもの

- ① 固定給油設備等をコンクリート製等のアイランド上に設置するもの。
- ② アイランド等は、高さ15cm以上で、車両の前進・後退時等に固定給油設備等から突出しているホース機器等に接触しない幅と、車輪がアイランド端に接触した場合でも固定給油設備等に衝突しない長さ（奥行き）を有するもの。

b 懸垂式の固定給油設備等は、衝突防止措置を要しないものであること。

c 第12.4(2)エに示す一方開放型屋内給油取扱所における衝突防止措置その他の既存の措置で同等の機能を有するものは、当該衝突防止措置等によることとして差し支えない。

(イ) 転倒時の漏えい拡散防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 立ち上がり配管遮断弁

- ① 当該遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとする。
- ② 当該遮断弁は、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

(b) 逆止弁

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管との間に設置すること。

- b 懸垂式の固定給油設備等は、転倒時の漏えい拡散防止措置を要しないものであること。
- c 危省令第25条の2第2号トに規定する油中ポンプに接続されたホース機器に取り付けられた遮断弁が、固定給油設備等及びこれに接続する配管の両方を遮断できる構造である場合には、当該遮断弁によることとして差し支えない。

オ 固定給油設備等及びその周辺への表示

(ア) 顧客用固定給油設備等である旨の表示

顧客用である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。

また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

表示の位置等は、次によること。

- a 表示の位置は、顧客用固定給油設備等のほか、アイランドに設置されている支柱等でも差し支えない。
- b 表示方法は、前aの位置に直接記載し、又は看板の掲示等により行うことで差し支えない。

(イ) 自動車等の停車位置等の表示

自動車等の停止位置として長さ5m、幅2m程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2m四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

なお、自動車等の停止位置又は容器の置き場所の枠は、給油空地又は注油空地からそれぞれはみ出さないこと。

(ウ) 使用方法・油種等の表示

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること。

なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示として、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する場

合には、危省令第28条の2の5第5号口の「色」欄に定めた色とすること。この場合の彩色には、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。したがって、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えない。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うよう指導する。▲

(エ) 顧客用以外の固定給油設備等の表示

a 表示の場所

固定給油設備、固定注油設備又はアイランドに設置されている支柱等へ表示すること。

b 表示の内容

「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うこと。

カ 制御卓、その他の設備

(ア) 制御卓の位置

すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できるとは、給油される自動車等のない場合において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであり、壁等により死角となる部分がないこと。

なお、コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めて差し支えないものであること。（平10.10.13消防危第90号質疑）

上記によるほか、次により指導する。▲

a 制御卓を設置する室は、危省令第25条の4第1項第1号の2に規定する用途として取り扱うものであり、給油空地内等に制御卓を備えたコントロールブース室を設けないこと。

b 一の制御卓で1人の監視者が全ての顧客用固定給油設備等を監視できる視野の範囲は、概ね180°以内を目安とすること。

c 一の制御卓から最遠の顧客用固定給油設備等までの視認距離は、概ね20m程度を目安とすること。

(イ) 監視設備

監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイ等が考えられる。

また、視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。

上記によるほか、次により指導する。▲

- a モニターカメラは、顧客用固定給油設備等の使用状況を有効に確認できる位置（例えば、キャノピー下部、支柱、建物外壁等）に設けること。
- b 監視設備の性能は、自動車等の給油口や運搬容器の注入口に給油ノズルが差し込まれた状態、又は顧客の喫煙行為等が確認できるものであること。

(ウ) 制御卓の制御装置等

制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の使用状態等の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあつては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

(エ) 供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）

火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができるものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がある。

なお、制御卓以外の場所に設ける制御装置には、緊急停止スイッチである旨を表示するよう指導する。▲

(オ) 会話装置・放送機器

a 会話装置

顧客と容易に会話することができる装置としては、インターホンがあり、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近くに設置し、懸垂式の顧客用固定給油設備等にあつては、近くの壁面等に設置すること。

b 放送機器

(a) 放送機器の設置については次によること。

- ① スピーカーの設置位置は、音響効果を妨げる障害物がない場所とすること。
- ② スピーカーは、顧客がいるすべての場所に指示ができるように設置し、有効な音量、音質が確保されるようにすること。

なお、すべての従業員にも必要な指示ができるよう休憩室等にも設けるよう指導する。▲

(b) 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いても差し支えないものであること。ただし、有線放送よりも指示の放送が優先されるものであること。（平10.10.13消防危第90号質疑）

(h) 固定消火設備制御装置（起動スイッチ）

制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には、速やかに操作することができるものであること。

(i) 制御卓の複数設置

制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

(3) セルフ給油取扱所（屋内、圧縮天然ガス充てん設備設置、圧縮水素充てん設備設置及び自家用）の位置、構造及び設備の技術上の基準

ア セルフ給油取扱所（屋内）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、セルフ給油取扱所（屋外）の基準（衝突防止措置のうち簡易タンクに係る部分を除く。）の規定の例によるものとする。

イ 屋外又は屋内の圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、それぞれセルフ給油取扱所（屋外又は屋内）の給油取扱所の基準（衝突防止措置に係る部分を除く。）の規定の例によるものとする。

ウ セルフ給油取扱所（屋外又は屋内）の自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、それぞれセルフ給油取扱所（屋外又は屋内）の給油取扱所の基準の規定の例によるものとする。

自家用のセルフ給油取扱所としては、レンタカー営業所の構内に設置される自家用の給油取扱所等が想定されるものであること。

(4) セルフ給油取扱所の消火設備、警報設備及び避難設備の技術上の基準

ア セルフ給油取扱所（危政令第17条第2項第9号ただし書に該当する屋内給油取扱所のうち上階を有するもの（以下「一方開放型上階付き屋内給油取扱所」という。）を除く。）の消火設備の技術上の基準は以下のとおりとする。

(ア) 第三種の固定式の泡消火設備を危険物（引火点40℃未満のもので顧客が自ら取り扱うものに限る。）を包含するように設置するものとする。当該泡消火設備には、予備動力源を付置する必要はないものであること。

当該泡消火設備の設置に関しては、危省令及び「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成23年総務省告示第559号）によること。

(イ) 第四種の消火設備をその放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物（第三種の泡消火設備により包含されるものを除く。）を包含するように設置するとともに、第五種の消火設備をその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値の5分の1以上になるように設置すること。

イ セルフ給油取扱所（一方開放型上階付き屋内給油取扱所に限る。）の消火設備の技術上の基準は、一般の一方開放型上階付き屋内給油取扱所の消火設備の技術上の基準によるものであること。

ウ セルフ給油取扱所の警報設備及び避難設備の技術上の基準は、一般の給油取扱所の警報設備及び避難設備の技術上の基準によるものであること。

(5) 予防規程に定めなければならない事項

セルフ給油取扱所にあつては、予防規程に顧客に対する監視その他保安のための措置に関することを規定するものとする。

顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれること。

ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制

イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示

エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定

オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

(6) その他留意事項

ア 既設の令第17条第1項から第4項までの給油取扱所を変更してセルフ給油取扱所とする場合には、変更の許可及び完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められる必要があるとともに、予防規程の変更の認可を受ける必要があること。

イ セルフ給油取扱所の設置又は変更の許可及び完成検査に関する市町村長等の審査・検査事務の効率化の一助とするため、危険物保安技術協会において実施されている「固定給油設備及び固定注油設備の型式試験確認業務」の区分に、「セルフサービス用固定給油設備等」及び「固定給油設備等を構成する設備（給油ホース等の先端に設ける給油ノズル等、給油ホース等、立ち上がり配管遮断弁、セルフサービスコンソール（制御装置）及び固定給油設備等本体）」

が追加されるとともに、新たに「パッケージ型固定泡消火設備」の試験確認業務が実施されることとなり、適合品にはそれぞれ別表に示す試験確認済証が貼付されることとなった。

顧客用固定給油設備等の設置、取替に際しては「セルフサービス用固定給油設備等」の試験確認結果を、従来の固定給油設備等の顧客用固定給油設備への改造等に際しては使用される部品に関して「固定給油設備等を構成する設備」の試験確認結果を、消火設備の設置に際しては「パッケージ型固定泡消火設備」の試験確認結果を活用して差し支えない。

12 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準

(1) 急速充電設備の定義

急速充電設備とは、電気自動車に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいうこと。

なお、急速充電設備は、危政令第17条第1項第21号に規定する電気設備であること。

(2) 急速充電設備に係る安全対策

急速充電設備は、以下に掲げる措置が講じられた構造とすること。

ア 急速充電設備の筐体は不燃性の金属材料で造ること。

イ 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

ウ 雨水等の侵入防止措置を講ずること。

エ 急速充電設備と電気自動車が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

オ 急速充電設備と電気自動車の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

カ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

キ 漏電、地絡又は制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。

ク 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。

ケ 急速充電設備において、異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。

コ 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

サ 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものにあつては、アからコに掲げる措置のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。

(イ) 異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。

(3) 急速充電設備を給油取扱所に設置する場合の安全対策について

(2)に掲げる安全対策を講じた急速充電設備を給油取扱所に設置する場合には、以下に掲げる安全対策を講ずること。

ア 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設ける場合

(ア) 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）は、ガソリン等の流出事故が発生した場合に容易に操作することが可能な場所（事務所等）に設けること。

(イ) 急速充電設備は、次に掲げる可燃性ガスが滞留するおそれのある範囲以外の場所で、かつ給油又は注油に支障のない場所に設置すること。

a 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向6 mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60 cmまでの範囲、及び固定給油設備の周囲60 cmまでの範囲

b 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向6 mまでで、地盤面からの高さ60 cmまでの範囲、及び固定給油設備の端面から水平方向60 cmまでで、地盤面までの範囲

c 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5 mまでの範囲

(ウ) 給油取扱所の従業員等が目視により急速充電設備の使用状況を監視することができない場合には、監視カメラの設置等により適切な監視体制を講策すること。

(エ) 流出事故発生時には急速充電設備の電源を速やかに遮断する必要があることから、(ウ)に記載の監視体制、従業員への教育及び緊急遮断装置の操作方法等について予防規程に明記すること。

イ 緊急遮断装置を設けない場合

(ア) 急速充電設備は、次に掲げる可燃性ガスが滞留するおそれのある範囲以外の場所で、かつ給油又は注油に支障のない場所に設置すること。

- a 固定給油設備の周囲 60 cm までの範囲、及び固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 1.1 m まで、基礎又は地盤面からの高さ 60 cm までの範囲
- b 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 60 cm までで、地盤面までの範囲、及び固定給油設備のホース機器の中心から垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 1.1 m までで、地盤面からの高さ 60 cm までの範囲
- c 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 1.4 m までで、地盤面からの高さ 60 cm までの範囲
- d 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 1.6 m までで、地盤面からの高さ 60 cm までの範囲
- e 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5 m までの範囲

(イ) 給油取扱所の従業員等が目視により急速充電設備の使用状況を監視することができない場合には、監視カメラの設置等により適切な監視体制を講策すること。

(ウ) (イ)に記載の監視体制及び従業員への教育等について予防規定に明記すること。

(4) その他

ア 給油取扱所においても、電気自動車の利用者自らが急速充電設備を用いて充填を行うことが可能であること。

イ 急速充電設備以外の電気自動車用の充電設備（全出力 20 キロワット以下のもの又は全出力 200 キロワットを超えるもの）であつて、今後新たに設置されるものについても、(3)に掲げる安全対策の例により設置することができるものであること。

13 工事現場等の屋外自家用給油取扱所

(1) 給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとする場合（昭 48. 11. 6 消防予第 146 号質疑）

ダム工事現場、大規模な土地造成場、土砂採取場等（以下「工事現場等」という。）において給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとして、工事現場等で使用する重機車両等に給油する取扱所については、当該場所が火災予防上支障が

なく、かつ、次の各号に適合するときは、工事現場等の特殊性にかんがみ、危政令第17条第1項（第4号を除く。）の規定は適用しないこととする。

ア 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油であること。

イ 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画すること。

ウ 給油取扱所には、第4類の危険物の火災に適應する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

エ 危政令第17条第1項第1号に規定する空地については、前9(1)の例によること。

オ 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

カ 給油設備を備えた車両は、次によること。

(ア) 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。

(イ) 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定されていること。

(ウ) 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第15条に定める移動タンク貯蔵所の構造及び設備の基準に適合すること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあつては、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面は、さび止めのための塗装をすれば足りること。

(エ) 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。

(オ) 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。

(カ) エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。

(キ) 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

(2) 屋外タンクを専用タンクとする場合

屋外タンクを専用タンクとする場合も前(1)と同様に取り扱って差し支えない。

なお、屋外タンクは、次によること。

ア タンクの容量は、20,000ℓ以下であること。

イ タンクの位置、構造及び設備は、危政令第11条に規定する屋外タンク貯蔵所の基準の例によること。

14 給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業について

コンビニエンスストア併設店舗等において、給油の業務を行わない時間帯において、給油の業務に附帯する業務である物販店舗等の営業を行う場合は、次に掲げる係員以外の者を出入させないための必要な措置を講じることにより、物販店舗等の営業を認めて差し支えないものとする。（平13.11.21消防危第127号）

- (1) 危険物保安監督者と物販店舗等の係員との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が危規則第48条第2号に規定する責務を行いうる体制を整備すること。
- (2) 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入させない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制を予防規程に定めておくこと。
- (3) 物販店舗等から給油空地等の危険物を取り扱う部分を見渡すことができるか、又は、係員による適時適切な監視を行うこと。

15 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所

- (1) 消防法上の設置の許可に係る事項

ア 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の許可の他に高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条又は第14条の許可を受ける必要がある。その場合、高压ガス保安法の許可を受けた後に、消防法の許可申請を受理する必要があること。なお、危険物の規制に関する規則第27条の5第5項第3号に掲げる設備が、一般高压ガス保安規則第7条の3中の当該設備に係る規定に適合していることの確認は、高压ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

イ 高压ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高压ガス保安法第20条）が行われることを踏まえ、危険物の規制に関する規則第27条の5第5項第3号に掲げる設備における完成検査（消防法第11条第5項）においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

- (2) 予防規程の中に、圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めること。

- (3) 圧縮水素スタンド、防火設備及び温度の上昇を防止する装置

ア 圧縮水素スタンドとは、一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第2条第1項第25号に定める「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填す

るための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、水素を製造するための改質装置、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充てんするディスペンサー等で構成される。

また、改質装置とは、ナフサなどの危険物（灯油、メタノール等）のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原燃料として、これを改質し水素を製造する装置をいう。

イ 防火設備とは、一般則第6条第1項第39号に定める防消火設備のうち、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

なお、一般則第7条の3第1項を適用する圧縮水素スタンドには、一般則第6条第1項第39号に定める防消火設備が、一般則第7条の3第2項を適用する圧縮水素スタンドには同項第31号に定める消火設備が、それぞれ設けられる。

ウ 温度の上昇を防止する装置とは、一般則第7条の3第2項を適用する特定圧縮水素スタンドの蓄圧器及び移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(4) 圧縮水素スタンドの技術上の基準に関する事項

圧縮水素スタンド（常用の圧力8.2MPa以下のものに限る。以下同じ。）

は、一般則第7条の3の規定によるほか、危規則第27条の5第5項第3号に定める基準に適合すること。この場合、次の事項に留意すること。

ア 圧縮機

(ア) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。

(イ) 圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、蓄圧器側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を蓄圧器の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。

(ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、圧縮機を障壁で囲まれた部分に設置する場合は、当該措置が講じられているものであること。

イ ディスペンサー

- (ア) 自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。
- (イ) 著しい引張力が加わった場合に充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カップラーをいうこと。
- (ウ) 自動車等が衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。
- (エ) 自動車等の衝突を検知する方法とは、衝突センサー等を設ける方法があること。

ウ ガス配管

- (ア) ガス配管に自動車等が衝突することを防止するために講ずる措置の例としては、次のような方法があること。
 - a キャノピーの上部等に設置する方法
 - b ガス配管の周囲に防護柵又はポールを設ける方法
 - c 地下に埋設する方法
 - d トレンチ内に設置する方法
- (イ) ガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置とは、ガス配管が地上部（キャノピー上部を除く。）に露出している場合にガス配管の周囲に防熱板を設ける方法があること。
- (ウ) 配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界における4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあっては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。
- (エ) 蓄圧器からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止できる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、蓄圧器からガスを送り出すための配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

エ 圧縮水素又は液化石油ガス受入設備

自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

(5) その他の技術上の基準に関する事項

ア 圧縮機、蓄圧器及び改質装置と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に設置する障壁は、次のいずれかによるものとする。

(ア) 鉄筋コンクリート製

直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上、高さ 2 m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

(イ) コンクリートブロック製

直径 9 mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ15cm以上、高さ 2 m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のもの。

(ウ) 鋼板製

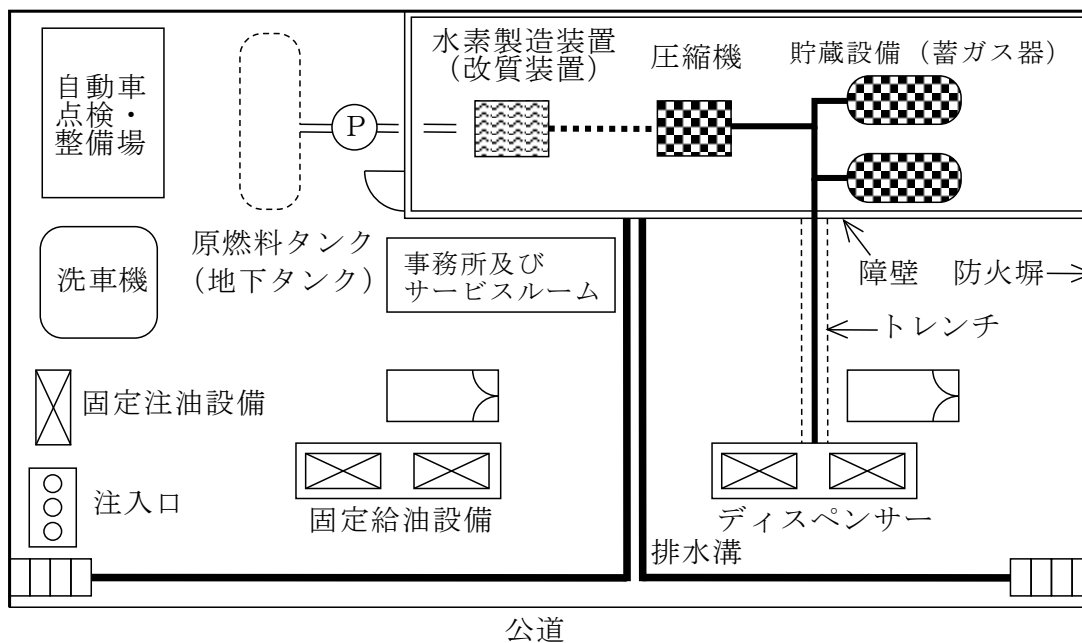
厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ 6 mm以上の鋼板を使用し、そのいずれにも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ 2 m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

イ 圧縮水素スタンドの設備又はその近傍に設けられた散水装置等から水が放出された場合、この水が給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。

ウ 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物がディスペンサーに達することを防止するための措置とは、固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等とディスペンサーの間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状態及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。

エ 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに自動車等が衝突するおそれがある場合に講ずる衝突防止措置とは、これら設備の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

オ 圧縮水素スタンドのガス設備（ガスが通る部分）で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置とは、簡易タンクと特定圧縮水素スタンドのガス設備の間に防熱板を設ける方法があること。



(注)

- 高圧ガス設備
ガス設備
- 危険物配管
高圧ガス配管 (1 MPa以上)
ガス配管 (1 MPa未満)

第 1 2 - 4 9 図 屋外給油取扱所に圧縮水素スタンドを設置した例